

第1章 総論

1-1 保存管理計画策定の背景と目的

松坂城跡は、伊勢平野南部の中河川阪内川右岸にある独立丘陵上に、16世紀後期に武将蒲生^{がもう}氏郷^{うじさと}によって築かれた平山城で、現在の松阪市中心市街地の中央部にある。城の外郭をしめる三ノ丸と堀は、当時の姿を失っているが、本丸・二ノ丸などの中心部分の郭や門跡、石垣はよく残り、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特徴をとどめており、近年の日本100名城、日本歴史公園100選にも選ばれている。

城跡は、明治14年県直轄の公園となり、さらに第2次世界大戦後に都市公園法に基づく都市公園となり、現在も市民からは松阪公園の名で親しまれ、春には桜の名所として県内に知られる。しかしながら、昭和27年には三重県指定史跡となるものの、これまでは、昭和26年(1951)に本丸跡に上水用の配水塔が設置されたり、藤棚や野外劇場が設置されたりするなど、時代の要請とはいえ、公共施設や公園としての整備が優先された。また、昭和63年(1988)から平成15年度(2003)の間実施された石垣の修理工事も、かならずしも文化財として取り扱い方が十分ではなかった。

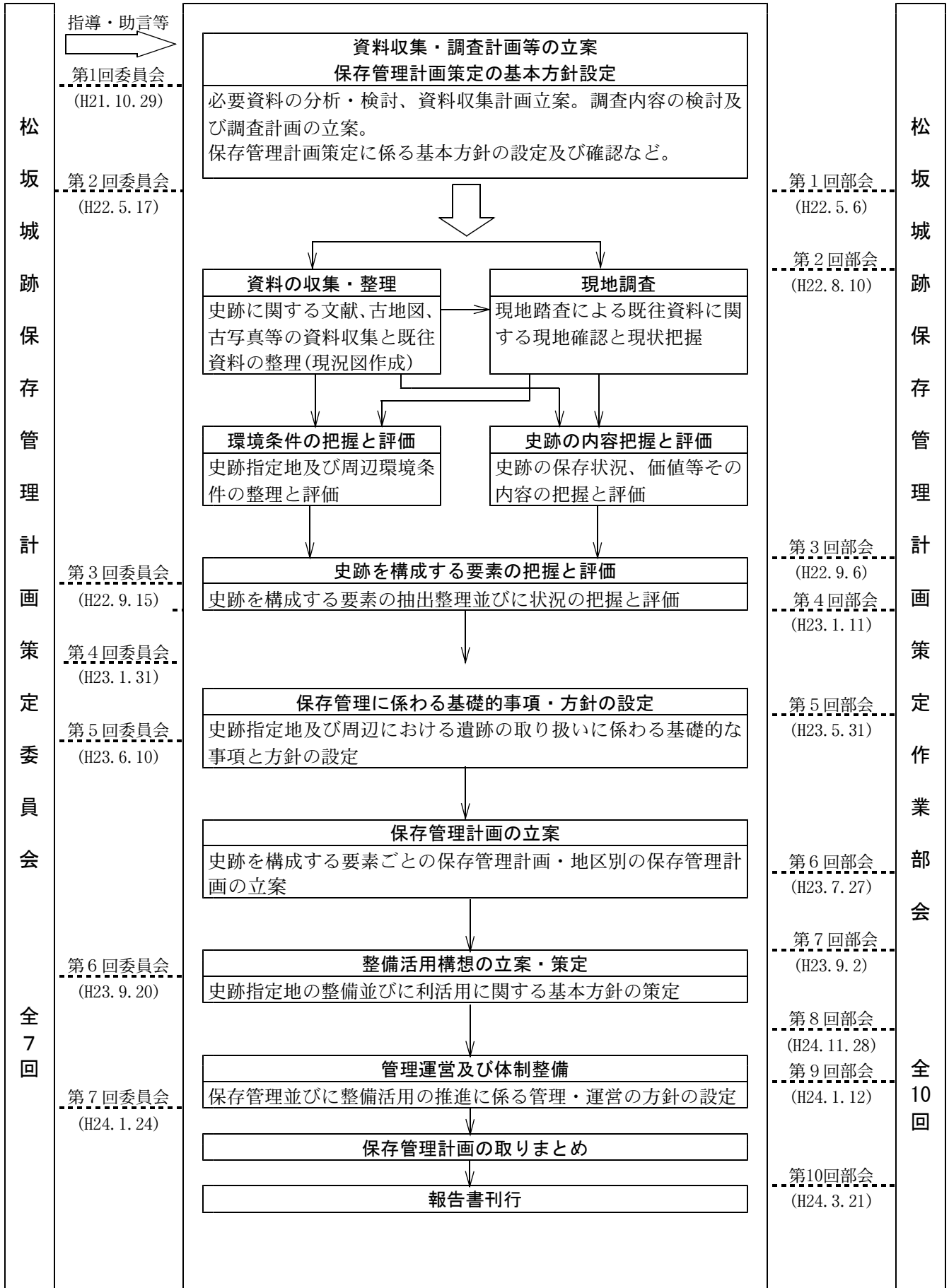
このような状況を踏まえ、松阪市では、松坂城跡を史跡としての価値を維持しつつ、今後も適切に保存して次世代に貴重な歴史遺産として継承していくため、松坂城跡の適正な保存管理並びに整備の方向性を示した保存管理計画を策定するものである。

1-2 保存管理計画策定の経過と体制

1-2-1 策定の経過

本史跡松坂城跡保存管理計画は、「松坂城跡保存管理計画策定委員会」並びに「松坂城跡保存管理計画策定作業部会」を設置し、委員会は7回、作業部会は10回開催し、委員の指導・助言を仰ぎ策定した。(P2 保存管理計画策定の流れとスケジュール参照)

＜保存管理計画策定の流れとスケジュール＞



1-2-2 策定の体制

保存管理計画策定には、国・県の指導のもと、松阪市の文化財行政にこれまで長く関わってこられた専門家のほか、全国の史跡の状況に造詣の深い学識経験者、それに都市計画の研究者等に委員を委嘱し、委員会を設置した。

なお都市公園でもある松坂城跡は、現在土木課、教育委員会等で管理しているところであり、また松阪市の重要な観光要素となっている。さらに城跡は、まちづくり事業に重要な位置を占める。そのため今回の計画策定の事務局である文化課に加え、関係する土木課、観光交流課、都市計画課などの関係部署が委員会に加わった。

<松坂城跡保存管理計画策定委員会の構成>

区分	氏名	所属等	備考
委員長	下村登良男	松阪市文化財保護審議会会長	考古
副委員長	坂井秀弥	奈良大学教授（三重県文化財保護審議会委員）	文化財
委員	浅野 聡	三重大学准教授（松阪市景観審議会会長）	都市計画
	門 暉代司	松阪市文化財保護審議会委員	文献史
	千田嘉博	奈良大学教授（三重県文化財保護審議会委員）	城郭史
オブザーバー	三宅克広	文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官	
	野原宏司	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室室長	
	伊藤文彦	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室技師	
	河北秀実	三重県埋蔵文化財センター所長	
	庄司博俊	松坂城跡を守る会会長	
	高島信彦	蒲生氏郷公顕彰会会長	
関係部局	永作友寛	松阪市建設部土木課課長	
	長谷直哉	松阪市建設部土木課公園係係長	
	前田昭明	松阪市都市政策部都市計画課課長	H22年度
	谷口保司	松阪市都市政策部景観行政担当参事兼都市計画課長	H23年度
	柳瀬勝久	松阪市都市政策部都市計画課景観推進室室長	
	山敷敬純	松阪市まちづくり交流部観光交流課課長	H22年度
	米田 健	松阪市まちづくり交流部観光交流課課長	H23年度
	宇佐美毅	松阪市まちづくり交流部観光ブランド創造係係長	
事務局	小林壽一	松阪市教育委員会事務局教育長	
	森 幹生	松阪市教育委員会事務局局長	
	牧戸嘉之	松阪市教育委員会事務局文化担当参事	H22年度
	谷口洋一	松阪市教育委員会事務局文化遺産普及活用プロデューサー	H23年度
	近藤悦昌	松阪市教育委員会事務局文化課課長	
	福田哲也	松阪市教育委員会事務局文化課文化財担当監兼文化財係長	
	村田 匡	松阪市教育委員会事務局文化課文化財係	
	野間千恵美	松阪市教育委員会事務局文化課文化財係	
事務局補助		株式会社 空間文化開発機構	

○作業部会の位置づけと役割

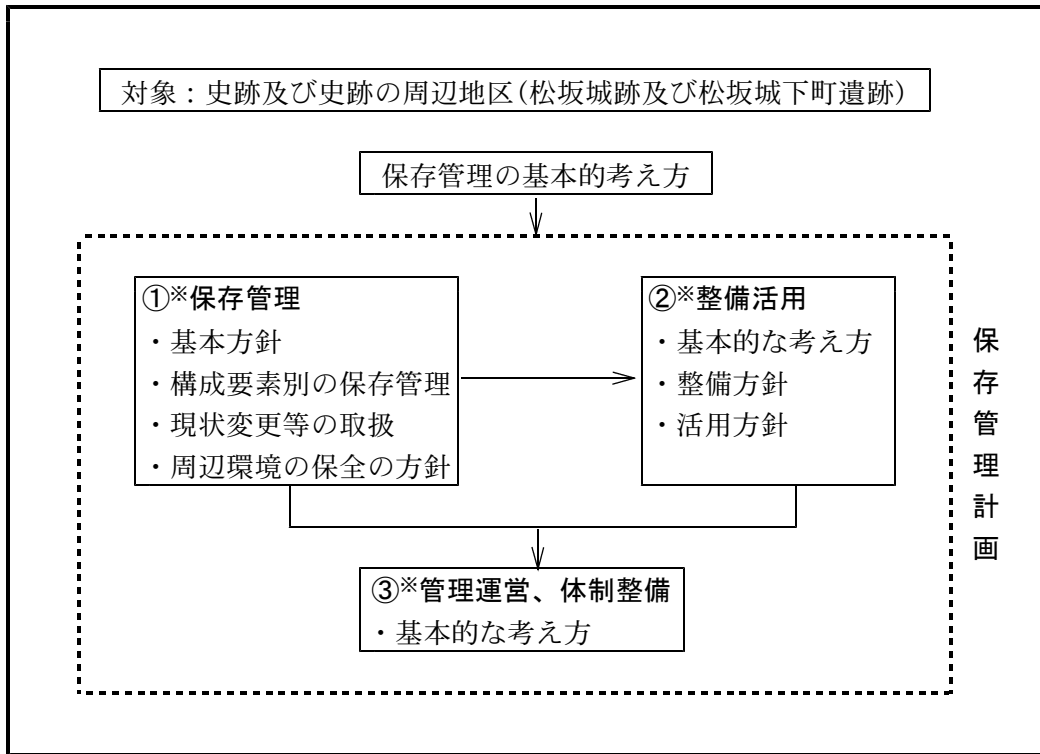
策定委員会の事前協議の場として、下村委員長、門委員、三重県教育委員会及び関係部局と事務局で構成する作業部会を設け、次回の策定委員会で協議する内容等について検討した。

1-3 保存管理計画の構成と計画策定後の作業等

保存管理計画の策定は、歴史的・自然的・社会的な側面から行う各種の調査結果に基づき、史跡の本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存管理の方針・方法等を示すことを基本とした。

さらに、保存管理に直接的又は間接的に関係することとして、史跡の将来像に関する整備活用の骨子と、それらを適切に運営するための方法を示した。

<保存管理計画の構成>



<計画策定後の作業等>

- ・ 国史跡の追加指定
- ・ 遺構解明のための発掘調査等各種調査の実施
- ・ 保存並びに活用整備のための発掘調査等の各種調査の実施
- ・ 整備活用計画・設計の策定
- ・ 整備工事の実施
- ・ 保存管理体制の構築等

- ①※……史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野
- ②※……その延長上にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要となる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野
- ③※……①及び②を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野

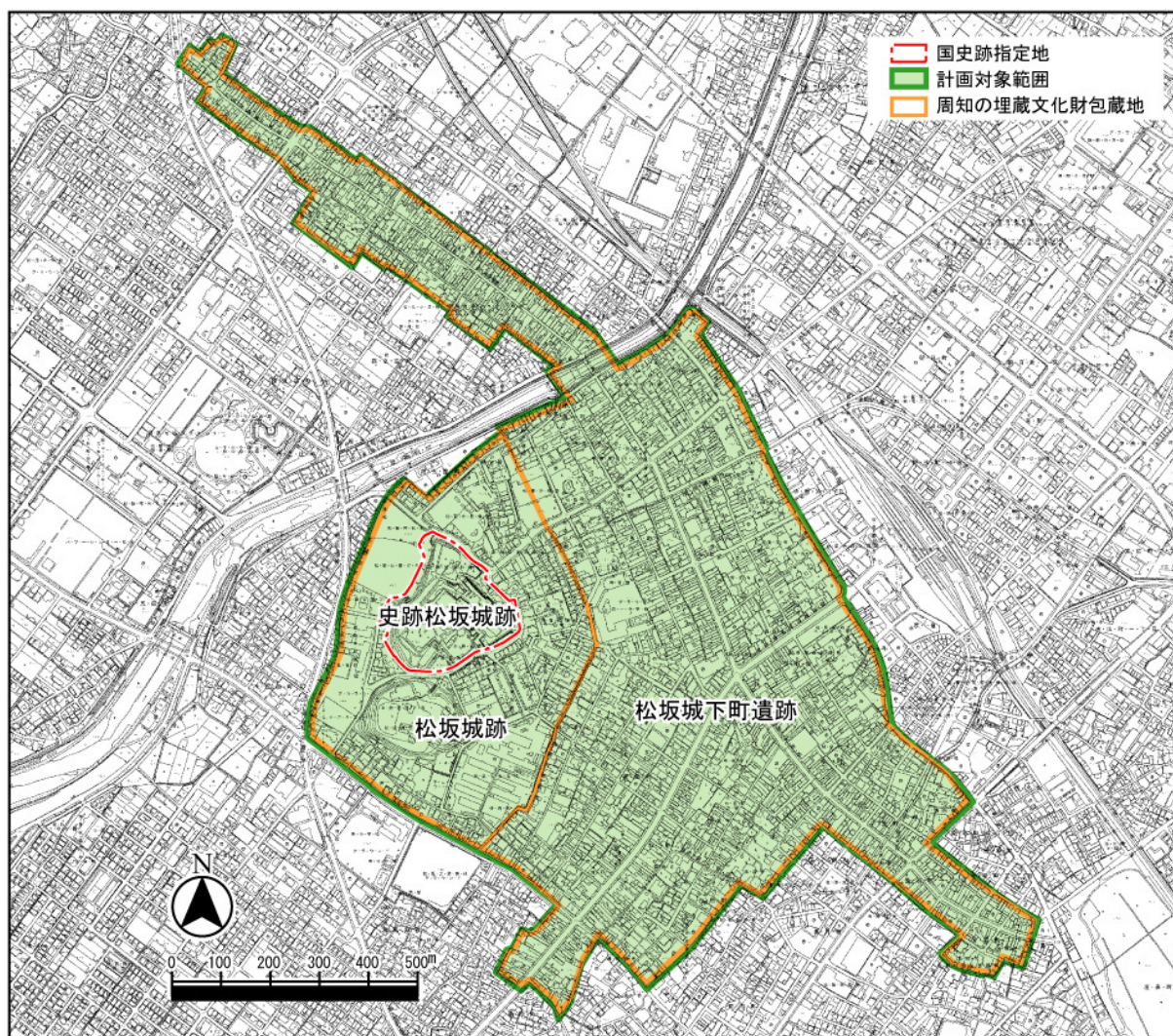
出典：「史跡等整備のてびき-保存と活用のために-：計画編」（2005.6文化庁記念物課）

1-4 計画の対象範囲

松坂城跡の国史跡指定地は、松坂城の本丸跡・二ノ丸跡・きたい丸跡・隠居丸跡を含む松坂城の中核をなす地区である。しかし、国史跡指地外にも三ノ丸や既に重要文化財に指定されている旧松坂御城番長屋きゅうまつきかごじょうばんながやがあり、また古絵図等によれば、松坂城は東西約500m、南北約800mの範囲が土居・堀で囲われていたことも明らかである。さらに、松坂城と深く関わり、松坂城と一体となった城下町が形成されており、本町・魚町・殿町等には今もかつての面影をとどめたまち並みが残っている。

以上のような状況を考慮し、保存管理計画策定の範囲は、国史跡指定地を直接的な範囲とするものの、堀で囲われた城域はもとより、かつての城下町を含めた範囲を含めるものとする。

なお、この計画対象範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地（松坂城跡及び松坂城下町遺跡）となっている。（P12観光資源施設分布図参照）



計画の対象範囲図